

## 第6回 まちづくり常任委員会会議録

平成30年12月3日(月)  
委 員 会 議 室

### ○会議日程

- 1 開会宣告(10時30分)
- 2 調査事項
  - (1) 町立診療所所管
    - ①国民健康保険診療施設の設置について
  - (2) 保健福祉課所管
    - ①留萌北部地域子ども発達支援センターの運営形態について
  - (3) 住民生活課所管
    - ①一般タクシーによる貨客混載輸送について
  - (4) 産業振興課所管
    - ①バイオマス産業都市構想について
    - ②ワイン樽試験製造について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(13時58分)

### ○出席委員(7名)

副委員長	4番	無量谷	隆
委員	1番	富樫直	敏
委員	2番	西澤裕	之
委員	5番	鷺見悟	
委員	6番	吉原哲	男
委員	7番	高橋秀	之
委員	8番	植村敦	

### ○欠席委員(1名)

委員長	3番	斎賀弘	孝
-----	----	-----	---

### ○出席説明員

町長	野々村	仁
副町長	岩川実	樹
総務財政課長	飯田忠	彦
保健福祉課課長	早坂	敦

診療所事務長	(早坂 敦)
診療所事務次長	若本 聡
住民生活課長	藤井 和之
生活環境G主幹	山下 智昭
産業振興課長	山本 基継
企画振興G主幹	角山 隆一

○議会事務局出席者

事務局 長	藤田 秀紀
主 事	満保 希来

無量谷副委員長

斎賀まちづくり常任委員長が入院加療中のため委員長に代わり、私、無量谷が常任委員会を進行します。よろしくお願いします。

本日の出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第6回まちづくり常任委員会を開会いたします。

まず最初に、野々村町長よりご挨拶をお願いいたします。

野々村町長

皆さんおはようございます。

この度、私ごとではございますが、2期目の任を背負わせていただくこととなりました。今後とも引き続き、皆様のご協力をいただきながら、町政執行してまいりたいと考えてございます。幌延町民のためにどうあるべきか。幌延町民にとってどのように、今後このまちづくりをすれば良いかということも含めて、議員の皆様方と議論を形にしながら、この町のために一生懸命働いていきたいとそうように考えてございます。

本日は5件の案件がございます。盛りだくさんでございます。皆様の忌憚のないご意見等いただきながら、常任委員会を進めていただければと考えてございます。よろしくお願いいたしますと思います。

無量谷副委員長

ありがとうございました。

本日の調査事項は5件です。お手元のレジュメの順番に沿って、会議を進めていきたいと思っております。

まず最初に、町立診療所所管 国民健康保険診療施設の設置についてであります。この件に関する説明を求めます。

早坂診療所事務長

国民健康保険診療施設の設置について、ご説明させていただきます。

今回、国民健康保険診療施設の設置についてということですが、内容を端的に申し上げますと、現在の町立診療所を国民健康保険直営の診療所。いわゆる国保直診施設にしたいということでございます。

国保直診施設になりますと、従来の根拠法令であった地方自治法のみならず、国民健康保険法に基づく保健事業を行う施設として位置付けられることとなります。その結果、国民健康保険より運営費補助をはじめとする様々な助成が受けられるようになり、それらは診療所の赤字対策の一環となるものでもあることから、平成31年度からの国保直診化に向けて、委員の皆様にご理解いただきたく、本日のご説明という運びになりました。

なお、国保直診化したからといって、田川医師をはじめとする医療技術職員とかその他職員の身分が特に変わるということはありません。また、診療所を利用していただく患者さんへの影響もありませんので、その点をご承知おきいただければと思います。

それでは、概要説明に入らせていただきますが、説明は診療所事務次長若本の方からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

若本診療所事務次長

それでは、国民健康保険診療施設の概要についての説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目になります。

1 から7 まであります。こちらの概要のほう説明させていただきます。

①国民健康保険法第8 2 条の保健事業を行う施設として設置する医療機関であるということです。

②診療施設名につきましては、国民健康保険直診の文字を付することで統一されていることから、国保直診というふうに略称されております。現在のほうでは直営の文字が削除されてきて、国民健康保険診療施設に改められておりますけれども、長年使いなれた略称国保直診が定着し、そう総称されております。

③国保被保険者だけではなく、住民誰でも利用できる施設です。

④設置主体ですが、国民健康保険の保険者、市町村が設置する施設であります。

⑤それに伴いまして根拠法令になります、国民健康保険法第8 2 条の保健事業を行う施設であり、同時に地方自治法第2 4 4 条の公の施設であるということになります。

⑥条例など、こちらのほう、条例の改正になるんですけれども、国民健康保険条例に保健事業の一環として診療所の設置を規定する「国保直診の設置条例」を定めるということになっております。

⑦国の助成にですが、国保直診になることによりまして、地方交付税や国の医療政策的な助成の対象となることとなります。国民健康保険の助成、保健事業施設整備などが受けられるというふうになります。

効果といたしましては、国保直診が取り組む、地域包括医療ケアにより、住民の健康福祉の向上とまちづくりにつながる。国保直診でも地方交付税が交付されることになっております。

こちらのほう助成として受けられるときに、地方交付税として交付されるということの意味になります。

2 ページ目です。

国保調整交付金による助成制度の説明になります。助成につきましては、特別調整交付金として国保会計に一旦収入されまして、診療所に繰出金として支払われる流れとなります。

受けられる助成ですが、「国保へき地直営診療所運営費補助」診療所が赤字となった場合にその赤字に対して助成を行うものになります。今回4 月1 日でなった場合、4 月～1 2 月の9 ヶ月間が助成の対象となりますので、基準額のほうが9 / 1 2 となります。補助率につきましては、第1 種第2 種というふうに分かれております。それぞれ要件があります。

幌延町につきましては第1 種の要件である、通常の交通機関を利用して3 0 分以内にほかの医療機関がなく、というところであります。そのほかの医療機関というのは豊富町になるというふうに考えております。

豊富町の病院までは、一応4 0 分ぐらいの計算をしておりますので、幌延町では、第1 種へき地診療所ということではいけると思われるんですけれども、こちらのほう今現在、北海道ほうに照会中になっております。

3 ページ目です。

平成2 8 年度の数字を使って計算したもので、実際補填としてどれくらい助成されるのかというものを計算しております。第1 種へき地診療所であれば1, 5 0 0 万。第2 種であれば、1, 1 0 0 万ということで、赤字に対しての助成が受けられるというような計算となっ

ております。

4 ページになります。

他に直営診療所の運営に係る特別に要した費用に対する補助ということで1から6まであります。こちらで下線に引いております。3番、5番、6番が幌延のほうで受けられるのではないかという思われる助成になっております。

3番です。経営合理化、レセプト電算化、電子カルテ、オーダーリングなどの導入及び更新に要した費用ということで、これから診療所としましては、電子カルテを進める上では、活用できる補助ではないかというふうに考えております。

5番、6番に関しましては、医師確保、看護師確保に対する調整補助となっております。週末や長期休暇で所長が休みの時に出張医派遣を依頼した場合、それに対する費用救急患者受入体制支援事業ということで行われます。

5 ページ目です。

他に施設整備に関する費用に対する補助というものがあります。こちら3分の1の補助率なのですが、施設や医療機器の設置、または整備に関する補助で、施設要件といたしまして、おおむね4キロ以内の地域における、人口に対する国保及び後期高齢者医療制度の被保険者数加入率がおおむね50%以上というような条件があります。

こちらのほう、幌延ではどうかということで、真ん中に書いております。加入率が36.3%ということでですね、要件のほうにちょっと合致することができないということで、こちらのほうの設備に関する助成補助っていうのは受けることができないということになります。

6 ページ目になります。

国民健康保険診療施設に関する条例などの整備になります。

こちらのほうへ移行に伴いまして、条例の整備をしていかなければなりません。

①といたしまして、設置年月日及び名称ですが、設置年月日は31年4月1日、名称につきましては、幌延町国民健康保険診療所。問寒別のほうは、幌延町問寒別国民健康保険診療所という名称の変更になります。

②国民健康保険条例を改正して、診療所事業を実施する旨の規定を追加ということで、国保の中に診療所の設置ということを謳わなければなりませんので、そちらのほうを追加ということになります。

③現在の診療所設置条例を改正して、国民健康保険条例に基づく施設であること、同条例により定める保健事業に行う旨の規定を整備ということで、こちらのほうへ診療所の設置条例の中に設置といたしまして、国民健康保険の診療所であるというようなことを規定しなければならないということになります。

7 ページ目です。

④町立診療所会計から国民健康保険診療所特別会計に変更する。名称が変更になりますので、現在幌延町診療所特別会計から国民健康保険診療所特別会計と名称のほうを変更にします。当初ですね、国保の会計のほうに入るといような規定があったんですけども、道のほうに確認をしましたところですね、直診断定ではなくですね、独立した会計で、どちらでも良いといような北海道から回答を得ましたので、今回、独立した会計ということで今までと同じように、会計になるということになっております。

⑤です。改正が必要な条例、こちらのほうへ名称が変更になるということで、条例のほう  
が5つの条例改正が必要になってきます。

1 幌延町立診療所条例。2 幌延町立診療所特別会計条例。3 幌延町職員の定年に関する  
条例。4 幌延町税などの滞納に対する行政サービスなどの制限措置に関する条例。5 幌  
延町国民健康保険条例という5つを改正しなければならないということになります。

こちらのほう、診療所のほうからですね、条例などの改正ということで、一括で提案させ  
ていただきまして、12月議会のほうに提出というふうに考えております。

8ページ目です。

国民健康保険調整交付金による助成制度を特別調整交付金の事務の流れということで、簡  
単に書かせていただきました。

基本的には、診療所のほうから、まず、市町村の国保担当者を通して、道に上がって国へ  
というふうになります。助成交付金に関しましては、国のほうから市町村のほうに入って、  
市町村のほうから、国保診療所に繰出金として入れるというような流れになっております。

それに伴いまして、予算の計上ということで、今までにない科目の設定をしまして、それ  
を受け口ということにしていけます。

以上になります。

無量谷副委員長

ありがとうございました。

ただいまの国民健康保険診療施設の設置について、委員みなさんのご意見を伺いたいと思  
います。意見のある方は、挙手をして、指名をされてから、マイクのスイッチを入れ、質問  
してください。

鷺見委員

国保直診したほうが、今までの町立病院よりは有利だということで、今変えようとしてる  
んだと思うんですけど、一般的に今まで町立病院でやってた時の不採算病院補助金。国の。  
あれば、どういう関係なんでしょうか。

岩川副町長

多分、交付税措置のお話かと思うんですけども、これは国保だろうが、そうでなくても、  
医療施設なので、そこは変わらぬ措置が受けられるものと考えております。

鷺見委員

同じだとすると、診療施設のですね、赤字分についての補填の3分の2もしくは半分。2  
つ施設ありますから、どちらになるかわかりませんが、その額は更に足されるというこ  
とで理解して良いんですか。直診にしたほうがその分だけメリットがあるよっていうことな  
んでしょうか。

若本診療所事務次長

はい。そのようになります。

無量谷副委員長

他にありませんか。。

西澤委員

今、鷺見委員からお話がありましたけど、今、直診にする理由と伺いますか、その経緯も  
含めて、何故今なのかっていうところから説明をお願いしたいんですが。

## 野々村町長

何故今かというところでありまして、具体的にどうしてか、こうしてかとか、ということではなく、以前国保直診で病院の時にやっていた昭和40年代の話です。その時に建て替えた時に切れたまま、町立診療所という形になっているというところで、経緯を調べましたけども、どういう経緯なのか、残っていなかったということです。

後を振り返りながらどうのこうのというところよりも、我々が今後目指すこと自体が、どういう目的でこの診療所自体があるべきかということを考えていくと、先ほども説明の中にありましたけども、国保直診によって、地域包括ケアの医療部門というのが、この仕事の位置づけられてきているということ、将来そういうふうな小さな地域では、そういうことが必要なんだろうということと。

先ほども被保険者の数が50%を超えていないということで、いろんな形での補助率としてはないんですけども、ちょうど浦山先生の最後の時もそうでしたけれども、やはり、各町村から、大きな病院に出て行く時の電子カルテの導入というのが、以前から言われていたということで、近代的にそういう簡易的にやり取りができる、そういう電子カルテの方法とかということも、今の田川先生についても教えられておるということで、今すぐではないんですけども、将来そういう形で、事務の部分では今回補助の対象になるということで、電子カルテやなんかの導入する時にどうあるべきかとかというほうは収集していった時に、それぞれメリットデメリット。これを急に振ったわけではなくて、もうここ1年、2年前からずっと練ってきたところでもありますから、その辺で、これにして悪いこと自体はないだろうということで、今回踏み切ったということで、後ろを振り返ってもどうにもなりませんけれども、今やること、これからやることを想定をすると、直診にしていたほうが、今後、どんどん人件費がかさむ中では、有利であろうということの判断に至ったというところですよ。

## 西澤委員

その辺の昔のちょっと経緯とか存じ上げてないので、質問させていただきますけれども、今のお話だと、40年代の時には、今この国保があって、それから切れたままずっと、今日まで来ていたということの説明で、理解をしたんですが、そうすると、こういうようなメリットが町にすればあったものを今までは幌延町はそのメリットを享受しないまま、知っていて、あえて町立病院として運営したのか、それともその切れていた状態をメリットがあるにも関わらず、放置していたという言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう状態にいたということなんですか。

## 岩川副町長

ちょっとお恥ずかしい話かもしれませんが、昭和30年代は、確かに国保病院だったらしいんです。昭和42年ぐらい、ちょうど幌延町立診療所建てた時ぐらいだと思うんですけども、その時を同じくして、国保っていうのが取れているんですよ。それは何故なのかっていうのは、いろいろ調べたんですが、わかりませんでした。それで、そのまま町立病院ということで、国保の冠をつけないで来てたんですけども、正直私もわかりませんでした。何故なんだろうと。

今回、先ほど町長言われたようにオーリングなど設備投資するにあたってですね、良い方法はないかというのを調べて、初めてという国保直診という方法をとれば、こういったメリットがあるんだということが調べてわかったというのが、経過でございます。ですから、知

っていて、国保化しなかったということではなくて、本当に知りませんでした。申し訳ないです。

#### 鷺見委員

近隣町村を見たら、ずっと国保病院でやってたんですね。幌延が建て替えた時に、昭和42年のときに町立病院ということになったということで、どういう経過なのかわかんないけど、近隣町村では、幌延みたいな経過通ってるところは、余りないと思うんですけど、留萌管内とか宗谷管内にもないのかなと思うんですけど、幌延だけこうなったんですかね。それもよくわからないんですか。

#### 野々村町長

先ほども説明の中に言わせていただいたんですけども、後ろを辿って、犯人を探しても何も生まれませんし、この辺としては、被保険者が50%、4キロ以内に超えることということになると、施設だとか、寮とか、いろんな形で機材とか、診療器具だとか、そういうことが補助になるという、そういうメリットは、うちの場合は、もう外れていると、先ほど言ったところで、このオーダーリング経営合理化のシステムの部分だけは、該当になっているということぐらいですけども、それほど盛らさったような状態で、よくなかったんだろうということがありますし、その以前では、違う制度で病院のそういう建て方があったのかもしれない。それは調べても調べても出てこないんで、ここは一生懸命犯人探しですが、どうしようがどうにも後に戻ったところで、1つも良いことはないということで、今後目指すところは何かということを狙って、先ほど説明した分類で、ちょうど電子カルテや何かには使える。今後そういう需要が今あるということも言われている。それと包括ケアシステムで連携していくという位置づけに診療所としては変わっていくんだということ自体を頭に置きながら、今後、赤字が埋まるって言うても、先ほど言われた1,500万とか千何百万ですから、助かるんですけども、やっぱりうちの場合足りないのは、桁違うところで足りないわけで、それでも少しでも支援していただけるっていうことには、メリットがあるということで、今回そういうメリットを足しながら、そのほうが良いだろうということで思い切って、こういうふうにしていただければということをお願いをしたいということです。

#### 西澤委員

この赤字の助成額なんですけれども、第1種へき地と第2種へき地があって、両方とも算出されているんですけれども、これは幌延町市内地と問寒別があるのでっていうことで、どちらも助成を受けられるという理解でしたか。

#### 早坂診療所事務長

先ほどちょっと説明の中で、もしかしたらちょっと説明不足だった部分があるかもしれませんが、こちらの2ページにあります、1種2種というのはどちらか一方だけっていう形です。今のところ、うちの町では第1でいけるのではないかとというようなところで試算してるんですけども、例えば豊富の状況ですとか、向こうがもしかしたら2種でやって、うちが1種っていうことになったら、交通機関の関係とかが出てくる。そこにチェックが入って、後から何か言われてもっていうところもありますので、道とも調整とりながらやっていきたいというところで、今現在では1種のみ補助を受けられるいうふうなところでございます。

先ほども町長が答弁しましたが、過去の経緯といたしまして、42年度ですね、議

事録もですね、実は調べてみましたが、全くなくて、ただ名称が変わるだけですよというように提案理由なんですね。特に何も影響がなく、名称が変わるだけでございますというようにところで、それで質問も何もなくそのままご議決されてるというような状況です。

ここから先、臆測の部分も入ってくるんですけども、その後ですね、こちらのへき地の運営費補助を見ていただくとわかると思うんですが、当該施設を中心としておおむね4キロ以内に他の医療施設がないというのが一つの条件になります。うちの町場合ですね浅野医院さんが、昭和40年代後半からでしょうかね、入ってきたということもあって、恐らくこちら辺が該当しなくなってしまったんじゃないかというところで、財源メリットがもしかしたらそこで見出せなかったのかもしれないかもしれません。ちょっとそこら辺をもう臆測の域を出ないので何とも言えないんですけど、そのままこうずっと来てて、今現在に至ってしまったのかなっていう、もしかしたらそういう経緯があるかもしれないというところなんです。あくまでこれは正式なものではないということでご理解をいただきたいと思います。

無量谷副委員長

ほかにございませんか。

植村委員

特段悪いことなく、良いことばかりかなって思っています。デメリットっていうのは、これを受けることによって、規制されるだとか制限を受けるだとかっていうことは発生するんでしょうか。

もう1点は、お金の流れですけど、最後に単独で受け皿を設けても、どちらでも良いよっていうことだったんですけども、既定からいくと、1回町の保険のところに入って、それを診療所に回さなきゃいけないっていうようなことだったんですけども、そうでなくて、直接を受けてもいいですよということ言われたんで、煩雑な事務にはならないのかなと感じてるんですけども、その辺どんなふうな形になるんですか

併せて、町立歯科診療所。この扱ってっていうのは、この部分には含まれないでしょうか。切り離して、歯科診療所として、やってくんですか。国保歯科診療所ということにはならないんでしょうか。

野々村町長

歯科診療所についてはですね、ほとんど業務委託でしていただいている、経営管理にうちがなっていないことでもあります。その点からいくと、我々がどうするというのを辞退ではない。ただ、設備とか何とかまで補助金が入ることであれば、我々単費だったり、予算の中で、そういう医療器具とかっていうのを買うということにメリットが出てくるかっていうと、今回こういうことから外れてるということでもありますので、我々としては、様子を見ながら、今後、甕先生と住民生活課のほうで相談しながら、もしくはそういう形があれば、そういう意向も考えられるだろうけど、今のところ経営権は我々としてはないんで、そこは今のところ、考えていなく、今ここだけということです。

若本診療所事務次長

特段、デメリットというものは、うちのほうでも調べたんですが、特段ありません。しかし、国民健康保険の施設ということですね、これはデメリットにはならないんですが、国保の事業を行なさいよというようなことがあります。

例えば国保の事業というのは、うちで今の診療所でも実際やっております。予防接種だと

か、特定健診だとか。そういうのが、国保の保健事業になりますので、そちらのほうになってこちらの診療所としてもやっておりますということがいうのがあります。

あとデメリットでもないんですが、話を聞いたらですね、国保ということですので、調整交付金設けてるということもありますので、何年かに1回かはちょっと指導が入る。要は経営状態がどうなんだろうというような調査があるという話のほうは聞いております。

会計のほうもですね、今の診療所の会計から名前が名称が変わるというだけで、あと国からもらう助成金のほうがですね、国保の診療所ということですので、市町村の国保会計のほうにはお金は入ります。入ってから、診療上のほうに繰出金ということで、お金のほうに移るとということで、直接診療所ではなくて、国保施設である診療所ということですね、国保会計で受けるというような形、ワンセット中に入るということになっております。

無量谷副委員長

他にありませんか。

ないようでしたら、国民健康保険診療施設設置について、これで閉じたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、これで町立診療所所管、国民健康保険診療施設設置について閉じたいと思います。

(11時02分 休憩)

飯田総務財政課長

私もあんまり詳しくないんですけど、本来的には指定管理の部分の性格も結構強い部分が歯科診療所はあるんですが、今現在うちはあくまでも管理委託っていうことで、運営をお願いしておりますので。うちと同じようなスタイルで管理委託やってるところもございまして、それを倣って、当時、管理委託っていう形でやってございまして。

指定管理ではないので、あくまでも、町長から説明がありましたようにお金の流れですか、そういうのはちょっと変わってきますので、先ほど直診勘定とはまたちょっと同じような流れではできないということになります。今の状態ではですね。今後も先ほど申し上げたように今度どうしていくのか、甕先生が今受けられていますので、その経営的な考えもございまして、そこを町のほうから、こうしていただきってことはちょっと今言えないのかなと思ってます。

(11時06分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

続きまして、調査事項の2番目、保健福祉課所管、留萌北部地域子ども発達支援センターの運営形態についての説明を求めたいと思います。

早坂保健福祉課長

留萌北部地域子ども発達支援センターの運営形態について、ご説明いたします。

当発達支援センターは、心身等に障害のある児童の療育指導施設として平成2年に天塩、遠別、幌延3町の合同運営で開設された施設であります。

現在、当センターは直営の施設として、その指導員である職員は、天塩町の臨時職員の身分で雇用されておりますが、指導員の確保や処遇改善などの問題を抱えているところであ

り、また他地域とのサービス格差や各町の負担額が増大しているというような現状もあることから、それらの問題解決を目的として、平成31年度からの運営形態見直しを図るべく、3町で協議を重ねてまいりました。

本日は、その協議内容及び見直しに関する趣旨を常任委員会委員の皆様にもご理解いただきたく、概要の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは説明の方に入らせていただきます。説明は戸籍福祉グループ主幹村上の方からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 村上戸籍福祉G主幹

それでは、留萌北部地域子ども発達支援センターの運営形態の変更案について、お手元に配布させていただいております、説明資料を用いて説明させていただきたいと思っております。

資料の表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。

はじめに、センター運営の現状について、概要を報告させていただきます。

センター利用対象児童は、3町に在住する心身等に障害のある児童及び、発達の遅れや障害が疑われる児童、療育的な支援を必要としている親子で、毎週月曜日から金曜日までの5日間開設し、定員は1日15名です。

指導形態は、未就学児童については、母子通園による個別指導を1回1時間程度、就学児童は放課後の時間帯で児童のみの通所でグループ指導を実施しております。

センターの職員は、児童発達支援管理責任者が1名と、療育指導員4名の計5名で運営しており、事業計画と比較しましては、1名欠員の状況です。また、指導員につきましては、先程課長のほうからご説明ありましたとおり、天塩町の臨時職員としての雇用となっております。

センターの運営経費につきましては、収支差額を3町が案分によって負担しています。

ここでA4、1枚ものの別添資料1をご覧ください。平成30年度予算案となっております。

こちらの下段の表にありますとおり、収支差額812万2,273円。こちらを均等割、利用組数割、対象児童割に、それぞれ3等分し、それぞれの割合を乗じて得た額を各町の負担金としており、本年度の本町の負担金額は、利用者負担軽減分8万1,192円を合せ、277万1,919円となっております。

説明資料に戻っていただきまして、2ページをお開きください。

近年の各町の利用児童数と負担金の推移となっております。

利用児童数は、平成27年度から30組を超え、年々微増傾向にあり、本年は35組となっております。本町は、10名程の利用が続いています。

負担金につきましては、平成27年度から利用人数の増加や、制度改正に伴う事務量の増加、指導形態の変更などにより指導員の増員が必要となった事により、収支差額が増え続けております。

3ページをご覧ください。

センターが抱えている課題についてまとめてあります。

1点目は、指導員確保の問題です。先程申し上げましたとおり、指導員の増員が必要となり、募集を続けておりますが、現在も1名の欠員状態が続いており、現在勤務しております指導員への負担が大きくなっています。

2点目は、指導員の処遇問題です。指導員は、保育士や教諭等の資格が必要となりますが、現在は、天塩町の臨時職員としての雇用であり、勤務時間や業務内容が同等程度の、こども園等で勤務する正職員との賃金格差が大きい事が募集しても応募が無い原因の一つと考えているところであります。現状におきましては、改善することが困難な状況となっております。

3点目は、他地域とのサービス格差の問題です。指導員が確保出来ていない事も理由の1つですが、週1回の利用制限をかけなければ、新規受け入れが出来なくなることや、送迎体制をとることが出来ないこと。そのためもありグループ指導の人数が少なく、集団での指導が出来ない場面があったりと、サービス内容や利用回数に、他地域との格差が発生している状況です。

4点目は、各町負担金の問題です。年々収支差額が増加し、各町の負担額が増え続ける中で、サービスを充実しつつ、負担抑制できる方法を考えなければならないと感じています。これらの課題解決に向け、事務局である天塩町から、運営形態の変更についての提案があったところです。

4ページをお開きください。

その提案の内容は、留萌北部地域子ども発達支援センター事業を、現在の基準該当施設から指定事業所化を行い、その運営を民間事業者へ委託してはどうかというものとなっております。そちらにつきましては、3町事務担当課が協議を重ねてまいりました。

この提案のメリットといたしましては、1つ目として、指定事業所化することによって、給付単価が上がることや、加算請求が可能となる項目が発生し、事業収入が増加、そのことにより、収支差額が抑制され、各町負担金の減に繋がるという事です。どの程度の増収が見込まれるかなどについては、後程、ご説明させていただきたいと思っております。

2つ目につきましては、民間事業者へ運営委託することにより、指導員の身分が、受託事業者の正職員としてもらう事によって、処遇の問題が解消される事。

3つ目につきましては、処遇問題が解消されることにより、職員確保がしやすくなる事。

4つ目は、職員確保によって、利用制限の撤廃や送迎可能となることから、他地域とのサービス格差を是正することが出来る事。

5つ目が、受託事業者の規模などにもよりますが、職員不足時の他事業所からの職員派遣や、専門職員の派遣などが見込まれる事などがあげられております。

また、懸念事項としましては、北海道からの事業所指定を受けることとなりますことから、関係書類の整備など事務処理量が増加、複雑化する事や、給付単価が上がることによって、給付額の1割負担とされている利用者負担も同時に上がる事。送迎実施時の安全確保や、送迎実施に伴い勤務時間が延長される事などがあげられます。

資料への記載はされておりませんが、現在、遠別町と幌延町の2町では月2回の出張指導が実施されていますが、運営形態変更に伴い送迎を行うこととした場合、この出張指導は廃止とすることで検討が進んでおります。

なお、出張指導につきましては、利用可能回数が少なく、教材も限られてしまうことなど、十分な指導を行えていない現状もあるから、事業目的達成のためにも、センターでの利用回数を増やすことが出来る送迎にシフトしていく事が望ましいと考えております。

5ページは、指定事業所化した場合による、運営委託した際の運営イメージ図となっておりますので、後程ご覧いただければと思います。

6 ページをお開きください。

現在の基準該当施設としての運営と、指定事業所化した際の給付単価の比較と、対象加算を見込んだ増収がどの程度となるかを表にしております。

1人分の日利用単位でありまして、1単位10円となっておりますので、未就学児の児童発達支援につきましては、加算を含め324単位、3,240円の増収。就学時の放課後等デイサービスにつきましては、平日で348単位、3,480円、休日で456単位、4,560円の増収となる見込であります。また、利用者負担の増額分につきましては、1割負担が原則ですので、児童発達支援は1日324円。放課後等デイサービスでは、平日で1日348円、休日で465円の負担増という形になりますが、その2分の1を各町の助成事業で負担軽減していることから、実質200円前後の負担増となります。

事務局が事前実施しました、現在の利用者への事前アンケートにつきまして、この程度の負担増であれば問題ないとの意見が大半だったということで、天塩町から聞いております。

7ページにつきましては、運営委託した際の委託料の見込みを試算したものととなります。道内で既に運営委託している事業所の委託料等を参考に試算したということとなりますが、指導員6名分の人件費や、送迎用車両経費、指導に要する経費が主なもので1,900万円を見込んでおります。

8ページお開きください。

平成29年度の各町の利用延べ利用数につきましては、全体で年間944人。うち本町は26.2%の247人ということになっています。

この利用実績を踏まえ、事務局において、運営委託した際の利用児童数や収支差額を4つのパターンで想定しております。

想定ABCでは、事業所指定しての運営委託。想定Dでは基準該当施設のままの運営委託を想定しています。1日の利用児童数を、放課後デイサービスは5人。児童発達支援では、想定Aは5人、Bで4人、CとDでは3人として試算しております。その試算した額につきましては、9ページの表となります。

事務局では、利用制限を撤廃することなどによつての利用者数が増加を見込んで、想定C程度の利用が今後見込まれると考えているということから、想定Cで説明させていただきませんが、想定Cの場合につきましては、本年度予算の収支差額812万2,273円に対しまして、想定Cでは、138万1,400円の収支差額となり、約6分の1まで抑制されておりますが、あくまでも運営費の収支差額による各町負担額ということとなりますので、これに指定事業所化することに伴いまして、増加する給付費支出の増額分もこちらを加味して試算することになりますが、そちらの試算につきましては、11ページの表となります。

11ページの表をご覧ください。と思ひます。

運営費負担の収支差額138万1,400円に給付費負担9割のうち、市町村負担分の4分の1、こちらの分につきましては、国が2分の1、道と町村で4の1ずつの負担のルールとなっていることから、4分の1の額の402万3,810円を足しました540万5,210円が3町の実質負担額となりまして、10ページの平成30年度当初予算ベースでの収支差額と比較しまして、約400万円の負担減となる見込みとなっております。本町分としましては、想定Cの場合の実質負担額179万379円で、平成30年度当初予算比136万2,179円と試算されております。このように、利用者負担が若干増額となるものの、

サービス内容を向上させることができ、各町の支出額の抑制に大きな成果が見込まれ、更には、指導員確保のための処遇改善が図られるなど、プラス要素が多いことから、来年度の4月から、運営形態の変更を行いたいというものであります。

なお、運営委託事業者の選定につきましては、プロポーザル方式により行うこととし、その手続きは代表町であります、天塩町が行う事となります。

12ページをお開きください。

事務局が作成しました、委託行程表の案となります。

プロポーザルによる業者選定事務につきましては、予算成立後に手続きを開始するのが本来であります、事業所指定に約1ヵ月程度の期間を要する事などから、4月1日から運営委託をする場合、2月中に業者選定を行う必要があり、そのためには1月頃から手続きを開始しなければなりません。

国の機関や北海道なども行っております、予算成立を前提として年度開始前に準備行為として行うもので、予算成立しなかった場合などは契約を行うことが出来ないことなどの留意事項を付して、公示等を行い、予算成立後に契約締結し、4月1日から新しい運営方式で運用する工程こととなっております。

こちらの手続きにつきましては、天塩町においても、この工程案により実施したい旨を議会等に説明を行い、了承を得たうえで取り進めることとしており、先週、説明を行なっていると聞いております。

以上、本案件につきましては、事業の目的達成のため、現場の意見をも聞きながら、現状の分析を十分行い、協議を重ね、3町合意の元で実施するものでありますことをご報告し、概要の説明とさせていただきます。

無量谷副委員長

ありがとうございました。

ただいまの留萌北部地域子ども発達支援センターの運営形態について、委員皆さまからご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をして、指名を受けてから、マイクのスイッチを入れ、質問してください。

鷺見委員。

プロポーザルって書いてあるんだけど、これ具体的にどのような形なのかよくわからないので教えてもらいたい。

それから、要するに民間委託、事業者指定することなんだけど、どのようなことが想定されるのか。例えばこの辺であれば、そういうような仲介するような、対象になるような業者っているのか。それがちょっとよくわからないんだけど。もしわかる範囲であれば、例えば、北海道の地域では、こういうような感じでやってるっていうのはわかれば教えてもらいたいんですけど。

村上戸籍福祉G主幹

プロポーザルの内容等についてですけども、プロポーザルについては、今、実施している、児童発達支援の事業と放課後等デイサービスと言われている就学時のその事業体系っていうものを指定しまして、その中で実施できる、事業所を募集するという形になります。

募集する段階で、幌延町においてサテライトというか、出張指導を配置する方針という形

にはしてはありますが、初めから廃止するというのではなくて、点数の一部として、出張指導も行える事業所であれば、点数に加算をしてという形で、点数制でより高い点数がついた事業者に対しての委託を選定をするというような流れになろうかと思えます。

また、委託先ですけれども、事務局のほうでは、この近辺での当ては今のところない状況です。ただ、3町で議会等に説明をした上で了解が得られれば、近隣管内の障がい事業所ですとか、福祉事業所に対しまして、こういう形で今考えてるのでどうだろうということの説明に回るということになります。

道内につきましては、こういう形で事業受託を受けている事業所もあるんですけども、ほとんどがですね、障がい者施設ですとか授産施設等を運営している事業所が児童発達支援の児童通所の事業についての受託もしているという状況にあると認識しております。

#### 鷺見委員

あんまり難しいことを言われてよくわからないんだけど、具体的に言えばさ、豊富のサロベツマイハートだとか、稚内であれば木馬館だとか、そういう施設。それから、学校であれば、養護学校とか。そういうような関連の事業所みたいなことも想定の1つに入っているのかなと思ったんだけど、それでいいんですか。

#### 村上戸籍福祉G主幹

鷺見委員おっしゃるとおり、サロベツマイハートですとか木馬館については、社会福祉事業所として指定を受けておりますので、その事業所の事業内容の一部として受けるってことは可能な事業所だというふうに思っておりますので、事務局としてはそちらも視野に入れて説明に回るということになろうかと思えます。

#### 無量谷副委員長

他にありませんか。

(一同無言)

ないようですので、留萌北部地域子ども発達支援センターの運営形態については、これで閉じたいと思えますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、これで留萌北部地域子ども発達支援センターの運営形態について、閉じたいと思えます。

ここで若干休憩します。11時40分まで休憩いたします。

(11時06分 開 議)

(11時40分 休 憩)

それではみなさん、ご着席願います。

休憩を解いて、会議を再開します。

続きまして、調査事項の3番目、住民生活課所管、一般タクシーによる貨客混載輸送についての説明を求めたいと思えます。

#### 藤井住民生活課長

一般タクシーによる貨客混載輸送についてご説明いたします。

貨客混載とは、端的に申し上げますと、自動車運送事業が旅客と貨物の輸送、それぞれ特化してきた従来のあり方を転換して、サービスのかけもちを可能とするものであります。

資料の1の背景及び図をご覧ください。

国は、自動車運送業の担い手確保や人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻となっている過疎地域において、人流・物流サービスの持続可能性を確保するため、冒頭ご説明しました、従来の自動車運送事業のあり方とは異なる、新しい事業展開を可能とし、その生産性向上を図るため、平成29年9月1日以降の許可申請から自動車運送事業の取扱いにおける規制緩和措置を実施しております。

今までは人と荷物の輸送を同時に行うことは、法律によって原則禁じられていました。それを乗り合いバスについては、全国で可能に。貸し切りバス、タクシー、トラックについては、過疎地域で可能となりました。この狙いは、主に過疎地域において、事業困難となっていた貨物輸送と、旅客輸送事業を共に経営的に底上げしようというもので、過疎地域においては、鉄道輸送、バス事業の便数が少なく、それすら乗客減少により、廃止の危機にさらされている路線が多く存在しております。

2の概要ですが、図の左側は、従来の取扱いでございます。右の活用円滑化案が規制緩和された取扱いの概要となっております。

乗り合いバスについては、左の図に表されているとおり、従来も350kg未満の荷物を運ぶことは許可不要で可能でした。それが、右に示されております規制緩和後は、許可された場合は、350kg以上の荷物を運ぶことが可能となっております。その他、貸し切りバス、タクシー、トラックについては、過疎地域に限り、タクシーや貸切バスは、貨物自動車輸送事業の許可を取得。トラックは旅客自動車運送事業の許可を取得した場合、貨客混載が可能となっております。

次のページは、国の貨客混載における進捗状況でございます。

図の左は、平成29年度に実施した内容で、一部、新聞報道等でご覧いただいていると思いますが、路線バスや旭川市内のタクシーにおける貨客混載輸送は既に、始まっております。このタクシーについては、乗り合い、つまり予約性のタクシーで許可を受けているということでございます。左の一番下の宅配ボックスを活用した物流効率化事業は、学生など不在がちで再配達が多い場所では、コインロッカーのような宅配ボックスを設置して、物流事業者の労働力軽減が図られております。

図の右は、平成30年度の10月までに許可を受けている状況で、タクシー事業者3社が認可されております。本町の(株)天塩ハイヤーが貨客混載をはじめます。平成29年度は乗り合いタクシーでしたが、一般タクシー事業者であるということから、北海道初の許可ということでもあります。

荷物の輸送は、物流事業者である稚内の佐川急便営業所から、旅客事業者である本町の天塩ハイヤーに荷物輸送がされ、その荷物をハイヤーで配達します。

このサービスは、現時点での情報では、既に契約を締結し開始されているということでございます。

なお、運輸局の許可においては、それぞれの事業経営に著しい影響がなく、本来の許可を受けている営業に支障がないことが前提となるなどで、配達区域は、現時点では、幌延市街に限って配達業務を行なうものでございます。

また、先日、テレビ、新聞報道等にもありました、タクシー事業者、宅配事業者、JR北海道の3者が連携して輸送する件につきましては、現在、実証実験を行っているとお聞きしておりますので、これらの仕組みが構築された場合には、全国的にも珍しい取り組みであ

りまして、物流サービスの持続可能性が高まることから、本町にとっても大変喜ばしく、今後の展開に期待をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

無量谷副委員長

ありがとうございました。

ただいまの一般タクシーによる貨客混載輸送についての委員皆様のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をして、指名をされてから、マイクのスイッチを入れ、質問してください。

吉原委員

これらの幌延町だけですか。例えば、安牛、下沼、問寒別。これは別ということ。

藤井住民生活課長

先ほどもちょっとだけご報告にも、お示ししましたけども。運輸局が許可につきましては、冒頭説明した、かけ持ちが可能とはなってますけども、元々の許可の営業が阻害されないようにということですので、例えばですね、幌延町市街から問寒別にそのタクシーが行った場合、往復で何十キロということになりまして時間もかかると。そうすると、本来の営業に支障が出るんじゃないかということでは、許可を出す時には、それらをちゃんと検証しながら、許可を出すというふうに運輸局から説明を受けております。

したがってですね、今回スタートということも、まず1点目がございまして、今は現行は幌延市街のみということの取り扱いになってますので、それ以外については従来どおりという扱いになっているということです。

吉原委員

新聞等によると、宅配便が扱う貨物が非常に増えたということで、それと宅配便の従業員がだんだんいなくなってきたということを放送されましてね、それでこういう乗り合いタクシー、あるいはタクシーであるいはバスで運ぶということを報道されてましたけどもね。ここもその一環だと思うんです。

だから、最終的にはどんなふうになるのか。先程課長が言ったように運輸局では、重なるようなところは、駄目だよちいうことであつたけども、最終的にはどうなるのかね。各個人に配達してくれるのか。その辺はまだ見通しはつかないんですか。

藤井住民生活課長

吉原委員が予測というか、今後の見通しというか、そういったことが心配だと、不安だという内容でございますけども、我々行政側にとっても、大変これはもうも深刻だというふうには受けとめてます。

物流業界だけではなくて、いわゆる旅客業界にとっても、バスの運転手さんについても人手不足で、なかなか募集をしても集まらないというか、応募がないということと。もう1つは賃金を上げたいんだけど、賃金を上げるほどの収益がないということだとか、そういった部分というのは、昨今から問題になっているJR北海道の話じゃないですけども、そういう業界自体というか日本全国の深刻な問題なのかなというふうにも受け取ってます。

今回のいわゆるかけ持ちが可能になるという部分については、まだ全国的に広がっているわけではないですけども、それぞれの地域では鉄道を使ったもので、貨客混載をしているも

しくは、バスを使って貨客混載をしている。冒頭、私が説明しましたタクシーでそういったものをやっている。こういうふうな柔軟性を持つような仕組みを今後はどんどん取り入れなければ、今のサービスは維持できないんじゃないかという心配は当然ございます。ところが、そこはいわゆる許可を出す側として見れば、先ほども説明しました、冒頭のいわゆる元々取っている許可に対してのもの、いわゆる旅客であれば旅客のほう、物流であれば物流側のほう、貨物のほうでは貨物のほうという部分がありますから、それがお互いに営業としてぶつかるわけですね。そうなった場合の心配もあるので、今は大きくは広がっていかないだろうと思っておりますが、そういう意味では過疎地域に限るという扱いだということです。

こういうのが年々ですね、増えてくる課題が大きくなってくるとした場合には、ここは、業界同士がどういうふうに歩み寄るのかっていうところが、いわば焦点になってくるのかなというふうにも思っております。

吉原委員

たしかに今のバスですね、例えば豊富から幌延に通っているバス、ほとんど人乗ってませんよね。JR、これは特急なんかは結構乗ってますけども、普通列車と言われる列車にはほとんど人乗っていません。これを活用しないというのはないなということは1つ考えられます。

ただ、JRは便数が減ってますから、これもまたいかがなものかと心配な部分もありますけども、できるだけそういう無駄をなくしながら、地方の過疎地域のサービス向上に努めてもらえるように、何とかしたいなということで、こういうふうに町として取り上げたいということでしょう。そういうことでよろしくお願いします。

無量谷副委員長

他にありませんか。。

植村委員

物流業者、佐川とか指定した業者と、天塩ハイヤーの協定の中でやるということで、それ以外の業者は中に入れないということなんですか。

それとあわせて、この逆にケースというのはどうなんですか。要するに、荷物を個人が出す時に、天塩ハイヤーが収納をして、客席に積み込む。逆のパターンっていうのは今のところは想定されてないんでしょうか。

藤井住民生活課長

説明不足で大変恐縮ですが、あくまでも今回、この2枚目の資料でご説明しました資料に記載されているとおり、旅客事業者は天塩ハイヤーさん。物流事業者は佐川急便さんというふうに、1社同士が記載されてます。そういうことからすると、植村委員がおっしゃられたとおり、いわゆる業者同士が契約を締結して、その間での取り決めとして、配達を行うということなんです。

仮にですね、天塩ハイヤーさん目の前にして言うのもあるんですが、天塩ハイヤーさんがもし、ヤマト運輸さん側から契約したいんだけどもと言った場合、あとは受け入れるか受け入れないかは、また運輸局さんの許可にもよるでしょうし、冒頭説明した、元々の旅客事業に、影響があってはっていう部分がありますから、逆に佐川さんとヤマトさんが来ることで、そっち側は旅客じゃなくて、物流の方が上になったんじゃないかということになると、運輸局のほうでは許可を出すのかっていうのは、ちょっと私は、わかりませんが、そこは慎重

になるんじゃないかなと思います。ですから、1社対1社の運営というか、そういう形になるんじゃないかと思います。

でも、もう1点が、集荷のほうですね。今の現段階では配達のみという扱いになってます。ただ、情報によるとですね、我々が聞き取っている情報によると、今後はもしかすると集配というか、そういったものも扱える可能性はありますが、私も説明してて矛盾があるんですが、冒頭説明していたとおり、元々の商売をやられていた方に影響あってはいけないということであれば、窓口で集配業務を例えばどこかのお店でやってる場合そこにも影響するわけですね。ですから、そこは慎重にならざるを得ないというふうに、僕の中ではちょっと受け取ってまして。今後はもし、商店数が減ってきたりとか、そういう取り扱いの窓口がなくなってきた過疎地域については、当然そういった配達業者さんが担えるような仕組みにもなってくるのかなとは思いますが、現時点では配達のみということ聞いてております。

無量谷副委員長

他にありませんか。

ないようですので一般タクシーによる貨客混載輸送についてこれで閉じたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

これをもって閉じたいと思います。

昼食のため1時から会議を再開します。よろしくお願いたします。

(11時55分 休 憩)

(13時01分 開 議)

皆さん、着席願います。

休憩を解いて、会議を再開します。

続きまして、調査事項の4番目、産業振興課所管、バイオマス産業都市構想についての説明を求めます。

角山企画振興G主幹

それでは、私のほうからバイオマス産業都市構想について、ご説明させていただきたいと思えます。

お配りした資料は2枚もので、A4横となっておりますので、こちらをご覧くださいながら、説明を聞いていただければと思います。

既にご承知かと思えますけれども、今年10月23日にですね、幌延町バイオマス産業都市構想が認定を受けております。こちらにつきましては、平成27年度より可能性調査等々進めており、幌延町において、家畜ふん尿利活用ついて幌延町バイオマス産業都市構想として、まとめたものでございます。

こちらで選定委員会へは、7月に書類を提出し、9月にヒアリングを経て、この度認定されたものでございます。

本構想の内容といたしましては、既に勉強会等々でご案内していたところですが、幌延町の酪農業の現在抱える課題として上げたもの、お配りした資料をご覧くださいと思いますが、ふん尿の処理の課題。後は地域の基幹産業、酪農業の将来的な衰退。こちらは、人手不足等を考えておりますが、現在、人口減少が進む中で、酪農業の担い手についても、今後減ってくだらうということで、労力軽減ということも考慮して、こちらを課題と捉え

ております。踏まえてですね、バイオガスプラントを導入することによって、集落を残すということで、将来的には、幌延町といたしましては、既に風力再生可能エネルギーについては、導入を進めておりますが、さらに新しいコンテンツとして、家畜ふん尿を用いたバイオガスプラントを使うことによって、更なる再生可能エネルギーの導入を加速し、環境保全型酪農実現ということで、こちらにより地域経済を図ろうということでございます。

こちらを実現するために、どういったことをやるかっていうとですね、本町の酪農については、調査等々進めましたが、100頭前後の飼養頭数の酪農家が多いと。現在のバイオガスプラントの導入状況を見ますと、大規模集中というのが主流となっておりますので、なかなかこの本町には合わない。また、売電がバイオマスプラントの場合、付随してきますが、送電網が脆弱であるために、売電ができない状況であるということが、調査で把握されております。ただ、こういった条件不利地においても、こういった形で、バイオガスプラントを導入できるか。もちろん、その採算性を考慮する必要性もありますが、飼養頭数が100頭前後の酪農家さんっていうのは、全道でも、ほとんど7割8割を占めるというような経営形態っていうことも、調査でわかっておりますので、そういった方にも選択できるような、モデルをお示しすることによって、幌延町においては、他地域にも、使えるようなモデルとしたいというようなことを主眼において、この構想を創っております。

今、ご説明した構想の中には、資源循環型のバイオガスプラントプロジェクト、加えて、トピックスとして、現在、西天北で取り組んでいる木質バイオの使用済み紙おむつの燃料化プロジェクトを書き添えて、構想の構成としております。

ですが、本町の構成において、主眼に置いているのは、あくまで、家畜ふん尿のバイオガスプラントということで、こちらについては繰り返しの説明になりますが、飼養頭数の100頭前後が導入できるプラントモデルの構築と、また、売電が低圧になるということで、どうしても、ふん尿の発生する電気料が、多いときには、蓄電とかで溜めれるようになっていう中身もしておりますので、これが転じて、緊急時、災害時において、酪農家施設へ供給できるようなシステムっていうのは、どういうことができるのかというようなことを、幌延町の構想の先導性として、この度提案させていただいたところでございます。

次ページをご覧ください。

左上にですね、バイオマス産業都市のイメージを絵で描いております。個別で低圧売電というようなことがメインにはなっておりますが、さらに、飼養頭数が少ない。、70頭、60頭というような場合には、一つの例として、2戸で1つのプラント、3戸でプラントというようなモデル。

また、アンケート調査の結果でね、集中型、こちらについて取り組みたいということもありましたので、集中型でやる場合、ふん尿から出る電気が高圧で売電できないということがあるので、北電を経由しないで、大規模な電気消費施設に売るとというような、全てのパターンと言いますか、送電されるパターンを折り込んだ計画としてまとめたものでございます。それがこの絵になっておりますので、後程ご覧いただければと思います。

最後にですね、実施体制ということで、本構想を今後進めていくために、こういった形で取り組むかということで、本構想を提案した時点では、幌延町が中心となって、検討協議会をもって、事業構想の推進を図ると。ただ、プラントを整備する中で、地域の経済効果っていうものも、考慮していかなくてはいけないので、プラントの整備が地域の経済に好影響を

与えるように。地域の自治体制の中に記載させていただいておりますけども、金融機関であったり、JAであったり、酪農家さんであったり、施設整備に関連する土木建築業者様。後は、供給先ということで、大きい電力を使用するというので、乳業会社の皆さんに、構想を策定する中で、勉強会、説明会などにお声掛けして、この構想がこういった方向で進むのかというようなことをご案内しているところでございます。本構想が採択されましたので、今後、農林水産省がメインになりますけれども、整備等々の補助金が活用できるようになりましたので、より具体的にプラントをこういった形で導入していくか、また、地域の中でどういう形で収めていくのかということも協議する場を行政がメインとなりますが、進めさせていただきたいなと思います。当面、今年度の事業、予定といたしましては、構想が認定されましたので、また皆さんには、今年6月に1度、こういった形で構想出しますというようなこととお話しましたが、更にですね、今日お話ししたような構想の内容で出来れば、アンケート調査をやったのが平成27年なので、時間も経っていることからですね、またもう一つ、酪農家皆さんに、アンケート調査なり、その後の意識調査がどのような風になっているのか、再度掘り起こしを行っていきたくて考えてます。この構想に当てはめるにあたって、細かい話をしていくと、それぞれの酪農家さんの経営形態や営農状況によって、この構想がはまるはまらないかという部分もありますので、そういった相談会なんかも、今年度のうちに考えていければと思っております。今年はまだ終わるので、来年の1月中にそういった場を設ければと考えてます。

以上で、バイオマス産業都市構想の説明とさせていただきます。

無量谷副委員長

ありがとうございました。

ただいまのバイオマス産業都市構想について、委員みなさんのご意見を伺いたします。意見のある方は、挙手をして、指名を受けてから、マイクのスイッチを入れて、質問してください。

富樫委員

今回、バイオマス産業都市構想で、宗谷管内3市町村採択されたわけですけども、各市町村で特色ある構想を練っているんですか。例えば、幌延町だったら、使用規模100頭程度のバイオガスプラントってやってるんですけども、稚内だとか浜頓別は、工事進んでる段階だと聞くんですけども、やっぱり、構想の差っていうのは、幌延町とまたちょっと違う構想があるのかどうか教えていただきたいんですけど。

角山企画振興G主幹

正確に把握してない部分があるので、申し訳ないんですけども。

稚内市は、大規模のプラントを想定していて、先行して施設整備が進んでるところと、これから計画整備しているところがあると聞いております。浜頓別町は、乳業メーカーさんとタイアップしたような事業運営を考えていると。なので大規模集中になるのかと思いますが、高電圧で売電できないので、大規模な所に売電っていうようなモデルになっていたかと思っております。その後の進捗についてはわかりませんが、概要としては、そのような形になっていて、うちは小規模対象というようなことで、それぞれコンセプトが違うということで、今回3つ採択を受けたっていう認識でおります。

野々村町長

補足します。

宗谷の場合、先にやっているとこの話ですけども、北電と事前に数年前、4、5年になるそうですけども、そのぐらいの時に買取、その発電をキャパと入れるという許可を貰った中で、クラスター事業で入ってきてるとこの事業が、もう先行してるだけで、稚内の場合は、それを総括して、風力、太陽光、バイオマスというこの三つを重ねて、再生エネルギーの都市という、そういう感じで申請をしているというところで、先行してるのは、そういう状況があつて、ご存じのとおり、沼川がもうすぐ出来上がるということですけども、そういう最初からの売電、送電ができるという、そういう手はずの中で、3年間かかって、今やっと形になりかけてきたというところでもあるんで、急にそこがこの産業都市に申し込んだから、そこが急速早いとかではなくて、それはもう事前からそういう話です。そして、今後もそういう共同のところ、実際問題、そういう形になってきたら、売電がもうできないんで、送電できないんで、どうするかというところがあつて、それぞれ風力専用の送電網には、送られないということから、自家消費をするのにどうするかというのも、浜頓別も、稚内もそこで今知恵を絞ってるというところなんです。

西澤委員

角山主幹の説明で、基本100頭規模のところでのモデル事業ということが一つと、アンケートを行ったとき時も、例えば70頭規模のところは何件か集まってというようなところも今お話に出てたかと思うんですけども、それを集中型というかどうかかわからないんですけども、そういうこともこの構想の中では謳っていて、そこは当てはまるという考えていいですか。それともそこは当てはまるかどうか、今後検討していかなきゃならないという意味だったんでしょうか。

角山企画振興G主幹

そこについては、アンケート調査でいろいろなパターンがあるっていうことが、把握できていたので、その可能性は構想の中に書いています。なので、2戸、3戸の個別のことは、集中、共同化だということは構想の中に記載しています。

西澤委員

小規模のところでは、他地域に先駆けると言いますか、幌延町が先導的な役割をとこのところでモデル事業という話なんですけれども、不安と言いますか、このモデル事業が確立された場合は、確かにそうなんだろうけれども、こういう事業を行う上で、事業が成功しなかった場合は、そこは個々の農家さんの負担というのも出てくるかと思うんですけども、その辺は、個々の農家が抛出した部分に関しては、そこは個々の農家さんの責任でということで、考えているんでしょうか。

角山企画振興G主幹

確かに施設自体は、各酪農家さんに付けて運営していく形なので、そういったパターンも考えられるんですけども、初めての取り組みですので、ここは具体的にちょっと申し上げるのがどうかと思うんですけども、試験的なもの、例えば更に小さなもので、モデルケースというか、試験プラントが出来た場合、それを經由して、皆さんに反映していくというような形を取れば、安心して入れていただける可能性があると思います。その中でも書いているんですけども、1基を造るよりは、同じ規格のものを10基とか造ったほうが、コスト的にも圧縮できるっていうことがあるので、そこは地元の建設業者でできるような設計を造っていくとい

うのも1つなんですけども、後は資材等々、どういった形で地元でできるかというかっていうのを考えていなくて、いきなりよーいドンで、施設にプラント入れるっていうような段階は踏まないのではないかと考えております。

西澤委員

最初の段階において、件数の制限をかけるというか、何戸までっていうような感じの構想ですか。

角山企画振興G主幹

実証プラントが1基だとか、2期だとかということは書いてないんですよ。書いてないの、まだこれから作っていくというようなイメージになると思いますので。ただ、どういった形でやるかですけれども、やはり試験的にやるっていうリスクがある場合は、事業に協力していただける方の負担というのは、軽減する必要があるんでしょうし、それを、たくさん数で実証プラントをやっても、ある種やり方としては、どうかという部分もあるので、その辺は、今後、検討させえていただければと思います。

西澤委員

あと1点。もう売電はできないということで、発電されたものをどう付加価値をつけたような感じでやっていくかということも、一つの課題になってるんだと思うんですが、施設に利用するまで余ったところをメロンを作り利用するとかっていうところも、見学をしてきたんですけども、その辺、電気の利活用という意味では、協議会の中で検討していくのか、何か現在、行政側でこういうことの答えじゃないですけど、発想みたいなのが、何かお持ちなんですか。

角山企画振興G主幹

どういった形で、エネルギーを使っていくかっていう点でいきますと、29年度に酪農家さん2件にご協力いただいて、どれぐらいの電気が営農で使われているか、家の生活で使われているかっていうの調べたんですよ。それと、飼養頭数から出る家畜ふん尿のエネルギーと比べた調査を行ってます。それでいくと、酪農家さんが営農する分で十分なエネルギーは作れますよということがわかったんですが、それが売電のお話ししていくと50キロ未満の低圧だと、北電に30売れますという制約があるので、50キロ未満の売電で、営農の自家消費がきちんとできて回せるっていうのは、数字上なんですけれども、把握することができたんですよ。後は電力のピークが搾乳の機械を動かす時に出ますので、そうじゃない間に、蓄電溜めて、ピークにそこから出してあげれば、電気自体のピークが下がって、電気料が下がるみたいな、そういったイメージの調査はしております。

なので、低圧で、営農していくためには、どのような形がいいかっていう調査は、150頭規模のふん尿分があれば、収支も何とか合いますよということまでは、数字を書くことはできたんですよ。後は冒頭にも話したように、それぞれの形態によって、ふん尿が放牧の場合だと、その分ロスしてしまったりとか、いろいろ細かい条件があるので、興味関心ある方に対して、今年度中に、ヒアリングだとか、意向調査を深掘りできれば、それをまた町の調査結果として、例えばその協議会立ち上げて、その中で揉んでいくっていうやり方が良いのではないかと考えています。

野々村町長

産業都市構想をやったから、この絵に描いてるからこうやるかっていうふうになってな

い。観光振興計画と同じようなものですね。これは、国の補助をもらうために構想都市に認定をされていないと事業できない。だからこれからが実施計画だったり、プランづくりだったりっていう方向を5ヵ年先の間で来年度創っていくところから始まって、そこには、先ほど言った経済の話まで出てくるんですね。今29円でバイオメタンガスの発電をしてるやつは売れているわけです。フィットでね。フィットで発電して、今言われたみたいに、そこは今の高額で売れてるという、電気のエネルギーとして、見返りが返ってくるわけですが、今度フィットをやることによって、発電機の部分は、補助が出ないとかいろんな制約がある。どっちがどう得なのかっていうことも含めて、全部総体的にプランづくりをして、どう使うか。そこは自分のところだけの電気を使って、最低の基本料を下げ、年間どうあるかとか、長期的に見たらどうかっていうのも含めて、それらの実施計画の中で、興味のある人たちと組み合わせていく。我々のところは、どう見ても2軒とか3軒あっても、個別型と呼ぶんですね。こんな小さなところは、普通に何万立米とかって集めるようなところは、コスパで、皆さんが見に行ったところで、企業が台頭している。それは、出資口は役場がやってるとかなんとかっていう形状はなってますけど、バックにはちゃんと企業がついてるという企業経営で、10年もやらないうちに元が取れるということになってるって今の段階では。当時は32円ぐらいで売れてますから。これは、もう固定買い取りですから。それは絶対回収できる。

だけど、我々のところではそれができないし、20億、30億かけたやつの改修は無理だということを見ると、元々我々が考えてるところは売電ではなくって、循環型、堆肥をいかに土地に返して、1年目、2年目に根室から来ていただいた野村さんが講師、講演をしていただいた方が、個別に自分で造られて、バイオマスを作って、それぞれ苦勞されて、数年かけてこのシステムを作り上げた。そういう人たちの講演を協議会の中で聞いていただきましたけどもね、その人は売電をすとかなんとかの目的ではないですね。今は電気を自分とこで使ってますけど、まず土地がよくなきゃ駄目だと。せっかくあるこの堆肥をきちんと還元して、やっと4年目ぐらいから、土地が変わって、ミミズがちゃんと畑にいて、弾力構造がよくて、今まで湿潤だった土地が、綺麗に水が捌けるようになったという事例を報告で聞いたと思うんですけど、もし機会があるんだらもう一度そういうところもまた議員の皆さんに見ていただきながら、ここを何のために使うかと。このバイオマス発電が電気を売るために作るのか、農家のためにやるのか。全体を通して、私はここにこういう施設を稼働するっていうこと自体が、そのうち土木建築業に回り、そしてメンテナンスをする中で、町内の循環型ができないかということを目的としてるっていうことをどこかのところで喋ったと思うんですけど。そういうこと自体も含めて、農家も何を狙うかっていうことを興味を持ってもらった人と真剣に組み込みながら、実施計画を組んでいき、そこでやってみたいという人たちのところには、それぞれモデル的にこういうことができるっていうことであれば、支援をしながら造ってみて、皆さんに確認をしてもら。そういうことも必要ではないかなっていう気はしてますね。そこには、環境負荷と、土地が1年や2年では変わらないけど3年、4年できちんと団粒構造ができるんだっていう実証例があるわけですよ。良質な飼料取ることによって、穀類も減っていくわけですから、そこは考える余地があるかなと。

ただ、やっぱり投資額がでか過ぎると、そこは負担が大きいというのは、それは私自身もよく知ってます。ただ、そこを量的に全道各地に全国にもあるんですけど、そういう数を本

当にこんなことはできないと諦めてたやつにひょっとしてできるラインができたとすれば、相当安くなる。昔、小さなファーガソントラクターMF I 1 3 5を買った時の値段と今の100馬力のトラクターを買ったときの価値観は違いますけども、そのぐらいたくさん入ってくれば、そういう形になるんだっていうことが、一般向けになるんだっていうことが、発酵槽も同じだと私等は考えているんで、その形が取れないかということの研究だと思ってください。

富樫委員

バイオマス構想、町長も言う、僕もそれは確かに、ふん尿処理の自家消費っていうのは、それは、それぞれ感じてたんですけど、肥培かん排で、開発局で造ったあの施設でやる場合は、あれを利用する場合は、別と開発局と協議云々は、必要ないものなのかどうか。

野々村町長

それは、これ始める前の構造。まだまだもっと前の話ですけども、そういうことがあるときには、どういう形になるかっていうお話はさせていただいてます。その時には構造変更だと思ってます。そこをやる時にどういう形でを組み込むかっていうことと、かんがい排水の水はちゃんと使ってくださいよという約束事です。そこは、いくらでも水はどっかで使っていて、消化液はまた別に使っていただければいいかなという気はしてますので、それを上手に使っていければ、別段問題はないかなということで、前段でそういう話をしてございます。

そして、おまけに道東では、このバイオマス発酵槽をつくった灌排事業があります。それも消化液は希釈してます。千倍希釈で。そうすると、量が増えて大変なんですね。皆さんと同じように水使っていないんですよ。そこは全然不可能なことではなく、それは今後、我々農家ではなくて、事務方で我々で一生懸命対処しますし、最後の確認をしますけども、以前では、そういう形で、もしくはやるのならば、構造変更かけてもらう必要があるかもしれませんということ言われてるんで、そういうことで丸っきり全然駄目だということ言われていることではないと思ってます。ただ、水を使ってくださいということです。

無量谷副委員長

他にありませんか。

植村委員

現時点での考え方を出示してもらいましたけども、問題は、先ほどの町長何回も言ってるようにプラント自体の建設費が個人の負担がどれくらいになるかというのが、農家の1番の心配事かなと。大体、そういう人は、興味ある人は20戸はいたんですけど、最終的に発想の転換で、建設費が圧縮されてできないかというようなことが本当にどのくらいの金額になるのかなというのが、こっちとしては興味のあるところかなと考えてます。具体的にまだ、その数字は出せないと思うんですけども、ここまで煮詰まりましたというような、段階に入った時点で、再度農家に希望者をアンケート調査するという作業も必要なのかなというふうに思っております。

また併せて、もう一つのほうの木質バイオを活用して、同時に紙おむつを燃料化とあるんですけども、これは、具体的にどこまで進んでいるのか。可能性としてはどうなのかお聞きしたいと思います。

野々村町長

協議は多分あるかと思っております。これは5町衛生組合、議員先生もいますけれども、そこで、十分議論されて進行してますので、たまたまこういう提案事項の中に再生エネルギーに関して、このぐらい町が取り組んでますということを謳ってるだけで、皆さんのほうには、それほど影響のある話ではないかなと思ってます。ただ、もう隠し事でも何でもなく、これを着々と進めておまして、木質バイオマス自体の部分の建設をするということで、今も解体に入ってます旧処理施設を。その解体処理が終わった上には、この木質バイオマスの建屋が建って、機械が入って、もうおしめを乾かしながら着々と進んでいくというところまでは、何とか進んでいくかなというところがあります。ただ、まだまだその課題は、後ろのほうではありまして、抜け口として、作らなきゃならない部分というのがあります。それぞれまだ、今後の課題としては、構想的に全部が確立されて、建設をするというところまで決まり、その規模も決まって、大かたの概算は出てますけど、最後のトータル、出口までということを西天五町議会で決まって、お話をしてございませんで、そこが決まり次第皆さんにご報告ができるかなと思ってます。

農家負担のことについてですけれども、私達町でこれ主導でやるわけではなくて、協議会が主体です。いつも言ってますけども、協議会の中で集まっていたいて、皆さんの意向とりながら、どんどん詰めていくわけですけども、その中で先ほど言った売電をしたいっていう人、いやいや売電しなくてもいいから、こういう熱で使いたいなど、いろいろ方法で価格は変わりますし、灌排事業者で造る部分というところと、新規に全てをつくるということもまた変わると思ってます。だから、そこは一概にその域をいくらという話をなかなかできるという状態ではなく、個々のサイズその方法によって、仕組みを変えて、最適な価格っていうのが、大体はじき出せるような形になるかなと思ってますので、以前2、3億、個別でバイオガスを造ろうという形で、これはあくまでも例外ですけども、大体1億ちょっとで今のところ、そこまで2、3億のやつが詰まったっていうところまでは、話は詰めてますけれども、あなたのとこにそしたら1億でできるですねってやり出して、3億だっって言われて、嘘こいたっていう話になりますから、それはシステム、または売電それぞれやり方と方法によって、全然変わってくると思ってますから、それぞれこれからそういう協議会の中で、説明をしながら、そういうご意見を聞いて集約した実施計画を1戸で全部造るのか、1戸で発酵槽だけ造って、発電機使わないのか、発電機もつけるのかによって、流れは変わっていく、その部分では、どういう形で消化液というものを有効活用を利点として、中心に考えて使っているかっていうところが大きな課題の一つかなっていう気がしてます。

富樫委員

発電機なくても云々。メタンは、そのまま放出するからするとうまくない話だって聞いたので、発電機に使わないで消費するって言ったら別の方法もあるんですか。

野々村町長

回すんです。

ただ燃やすだけならもったいないから、お湯ぐらいは沸かしましようみたいになるでしょう。だから熱利用しましょう。さっき言った、じいちゃん、ばあちゃんハウス作るから、冬中火焚いてやるからって、ずっとそこにストーブ焚くっていうのも一つだろうし、だからいろんな方法があるんだと思ってます。それは、ボイラー動いてれば地中熱で、外気だけじゃなくて、下に管を這わして、地面を温めながら、外気気温も上げるという方法もあるし、燃

やす熱だけをそこ燃やすだけでは、いくらCO<sub>2</sub>が少ないと言いながらも、やっぱり駄目ですよね。それは利用したほうが良いということですから、だからその方法論もそれぞれの希望を叶える設計をするということになるのかなっていう気はしています。

実際問題、お湯を沸かしたほうがずっと良いと思いますよ。24時間風呂が常に掛け流しのできるぐらいお湯湧いてると思いますよ。

富樫委員

バイオガスプラントの検討協議会。これは会を立ち上げてなのか、それとも先ほど説明して1月から説明入りたいて話だったんだけど、どのように考えてますか。

角山企画振興G主幹

これまでの勉強会等のご案内というのは、そこに携わる人に事前準備というか、情報提供も兼ねて、この協議会の話もその場では紹介させてもらってるんですけど、実際にこの協議会で検討したという実績は今までありません。情報提供だけなので。そういった方向性も今後お示ししていければと思います。

植村委員

検討委員会のメンバーっていうのは決まっているんですか。

角山企画振興G主幹

お配りした資料の実施体制に記載されている組織の方には、こういう情報あります。来てくださいということは、何回かやっているところなので、この図もご覧なっていていかなと思うので、今後、具体的にやる時は、もう少し詰めてってということになりますけども、今段階では、情報提供のみっていうところでございます。

無量谷副委員長

他にありませんか。

ないようでしたら、閉じてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

バイオマス産業都市構想について、これで終わらせていただきます。

続きまして、ワイン樽試験製造についての説明を求めます。

角山企画振興G主幹

それでは続きまして、私のほうから、ワイン樽試験製造の進捗状況についてご説明させていただきます。

こちらについては、1枚目の概要書と2枚目の横の今までの進捗と将来像というのが1枚にまとめた資料でございますので、まずは、概要書のほうで、事業の概要を説明させていただきます。

北大天塩研究林さんとの包括連携協定を結ぶきっかけとなったお話っていうのは、先にさせていただいたところですけども。現在、日本で流通するワイン樽っていうのは、ほとんどが輸入品であって、国産の木材を使用した樽には希少価値があるということに着目したんですけども、これについては、平成28年度に北海道経済産業局さんが、100%北海道産ワインクラスター事業っていうのを進めておりまして、全ての材料を北海道で賄おうっていう取り組みの中で、樽に使う材ですね、オーク材なんですけども。日本でいくとミズナラ、堅い木ということになるんですけども。その木材を調達先を探しているときに幌延町の天塩研究林にもミズナラがありますよという話をしたのがきっかけですね、この事業というのは

取り組んでおります。

そして、経済産業局さんの事業はその年に終わったんですけども、その翌年度からこの事業継承するというような形で、幌延町で同じようなことができないかということを考えて、天塩研究林さんと連携協定を締結して、まずはそのミズナラ材の確保を行いました。そして、樽の試験製造を開始したところでございます。

併せて、100%幌延町産っていう目標に向けて、北限は名寄かと思いますが、ワイン用のブドウですね。こちらが栽培できるのかということを実験研究を併せて、先の機会の中でお話ししましたが、トナカイ牧場の圃場でやっているというところでございます。こちらのワイン用ブドウの栽培とワイン製造に関する試験研究というのを樽の試験製造と併せて進めて、これらを活用した地域振興策を考えたいということで、この事業を進めております。

進捗状況ですけれども、2017年に北大天塩研究林さんから、ミズナラ材を購入して、製材乾燥という作業をこの年に行ってます。併せて、ワイン用のブドウについては、池田町の十勝ワインさんから苗を購入して、山幸、清見というこの2種類を試験栽培しております。補足ですけれども、この山幸という種は、ワイン用のブドウと山ぶどうのハイブリットを掛け合わせたものなので、寒さに強いという点。清見というのはワイン用のブドウ純然たるものなので、寒さに強いものとそうでないものを栽培してみようというような試みでございます。

今年度に入りまして、樽の製造先を確保して、10月樽のほうが試作品が3樽出来ました。この樽を委託した有明産業さんは、北海道のワインクラスター事業、北海道経済産業さんの事業の時に樽を製造した事業者でございます。現在樽を作れる日本の業者というのが、もうほとんどいないという中で、この事業者さんと繋がって、樽を3つ製造することができました。

その中で、ワインをどうするかという課題に当たりましたが、北海道経済産業局さんもこの事業についてアドバイスいただいているところで、なかなか昨今の天候不順で、ワイン用の苗が無いと。ワインぶどう自体も取れ高が少ないという中で、なかなかうちに融通してくれる相手先がいなかったんですけども、おかげさまで、北海道でも1番大きいですね、小樽ワインさんに試験製造をしていただけるっていう話を取り付けました。ただ、先ほど申し上げたとおり、保有してるワインの量が少ないので、うちとしては3樽できたんですけども、2樽分の昨年の収穫したワイン。これを試験に使うことは可能ですという答えをいただいて、3樽のうちの1つが未使用の状態であったんですけども、同じくですね小樽市の、田中酒造さんがですね、こちらがお酒屋がさんなんですけれども、日本酒ですとか、焼酎を作ります。米を原料にですね。その事業者さんがですね、ぜひ、初めての試みなんですけども、ワイン用の樽を使った日本酒であったり、焼酎の熟成っていうのを行ってみたいというお話があったので、空いた樽を田中酒造さんにお預けして、事業を進めたいというような運びでございます。

この度12月の補正予算に北海道ワインさんに試験醸造していただく費用を見積もっていただいて、予算のほうに計上しております。田中酒造さんにつきましては、1樽ということで、できる酒の数量がそんなにないものですから、基本この田中酒造さんは、実社でお酒を作って、実社の販売店で売るといったようなスタイルですので、うちの樽を使った試験醸造についても、田中酒造さんが直売店で売るといったような形で、特にうちの費用はかからず、試

作品を使って試験製造していただけるような運びになっております。

こちらの全体的な事業については、北海道150年を記念して行う北海道未来事業というものに申請して、事業登録されておまして、こちらについては、地域づくり総合交付金は別枠で、最大2分の1の交付が受れるという事業に登録して、事業費の確保に努めております。

この成果品については、今年度中に出来上がる予定でございまして、ワインについては、2樽分で、1樽が225リットルのものですので、約600本。日本酒を先行して熟成させたものが、これで720ミリの瓶相当で計算してはありますが、300本が、完成する予定となっております。こちらについては、今の当町のふるさと納税が実際に比べると品数が少ないという部分もあるので、返礼品として活用するということを検討しております。

概要としては以上なんですけれども、もう、2枚目の横の資料を見ていただければと思います。

表の真ん中ですね。こちらに樽の画像をつけておりますけれども、こちらが有明産業から委託製造で完成した樽の実際の写真となっております。これを木樽熟成して、幌延町産の木樽を使ったというような名目って銘打って、ワイン、日本酒っていうようなことで、製品化して、ふるさと納税の返礼品に使おうというものでございます。

下の段についてはですね、製材までの流れの写真、実際のものなんですけれども。中段の1番左にある木、天塩研究林で実際に切り出した木なんですけれども、下の画像になりますが、切って、東神楽の製材工場で製材をして、できあがったものが、横にある積んでいるもの。こちらについても、柾目の部分ということで、かなり限られた部分の使用になっているんですが、こちらを有明産業さんに今回委託、製造していただいて出来きたのが、真ん中のワイン樽という形となっております。

冒頭に申し上げました。幌延町の100%って話ですが、ブドウは数量はですね、トナカイ観光牧場で、それぞれ苗木が山幸9本、清見9本とかなり少ないものですから、どの程度収量が出てっていうのは、約5年ぐらいいないと果実ができないと。今は根をしっかりと張るという作業をしているので、上には栄養を余り与えずに、根をしっかりと張るということで、越冬作業を終えて、伸びた枝もある程度のほうで切って、冬支度をして、こうして何とか2冬目を迎えようとしているところでございます。

以上で、進捗状況についてのご説明させていただきます。

無量谷副委員長

ありがとうございました。

ただいまのワイン樽試験製造について、委員の意見を伺います。

西澤委員

今回試験製造じゃないですか。まず、やっぱり町民に還元するっていうところが、本筋かなというふうに思います。その中身自体もわからないで返礼品に使うっていうのも、かなり失礼というか、ちょっと度胸のある話なので、やっぱりできたものはまず試作品であり、補助金、税金の入ってる話なので、町民還元という形で、そのやり方はいろいろあるでしょうけれども、まずやっぱり町民に還元すべきことがありきで、その後の返礼品っていう話になるのが筋かなという話が1点。

あと、樽製造なんですけれども、今この補助事業だったり、町がやっていますが、この樽が

田中酒造さんとか北海道ワインさんからもっと作ってくれっていう話になった場合、これずっと町がやり続けるのか、例えば、トナカイ観光牧場株式会社で、取りついでいくのかっていうところの今後の展開としては考えているのでしょうか。

角山企画振興G主幹

まずですね、ワインの味のことでですけど、それについては北海道ワインさんで今後、仕込みをした時に熟成度合の確認はするので、何もわかんないものを飲むということはまずないということが1点。

それと、無事に完成したときには、何らかの形で、どの範囲までかわかりませんが、飲んでいただけるような機会、課内で想定しているのはイベントの時にですね、振る舞うみたいな形で、数量も限られているんですけども、幌延の宣伝するための品物っていうような考えでやっていければと思っています。ふるさと納税だと、幌延町民の方は、返礼品なしという形でやっているの、その辺の整理なんかもしていく必要があるかと思えます。

それと、樽の今後というお話でしたけれども、酒屋さん聞いたところによると、樽は数回繰り返し使用することはできますので、まず今、試作したものを基本的に、来年度ももう1度やっていただくとかっていうのは、今あるもののを基本に考えたいとおもいます。また、原料が少ないっていうところもあるので、なかなか拡大拡充というのは、現状では、厳しいのかなと思います。

高橋委員

説明の中で、ブドウの試験栽培が5年ぐらいかかるっていうことを今聞いたんですけど今2年間やって、試験の状況というか、うまくいってるかかってないか。5年かかって、いきなり幌延でもブドウができますよって言った場合に、さっきも説明があったように苗木が非常に手に入りにくくなってきているという課題があると思うんですけど、その辺は今からでも何か考えているんですか。入手先とか。

角山企画振興G主幹

まずブドウの生育状況ですけども、山幸と清見9本ずつを植えているんですけども、昨年度は、霜も回避して、順調に進めて生育しました。ただ今年度6月中に遅霜がおりて、1度成長したものが、霜の被害に遭ったんですけども、やり直すというところで伸びたところを切ってですね、再度順調に生育したんですが、2本、それぞれ1本ずつだった気がしますが、霜の被害にやられているところです。なんです、おおむねこの度も冬支度を終えたので、まあまあ順調に育っているのかなと。

苗木なんです、実はこの池田町さんから苗を購入するまでもいろんなところに当たっていて、北海道経済産業局さんの時は、東川のセイベルっていうブドウを使ったんですが、やはり数がないと言われました。東川さんの話だけでいくと、畑をワイン畑に作りかえて、生育をさせているらしいんです。それが順調にいくと、苗が増えると。その時は考えても良いよというお話をいただいております。なかなか行政で試験的にやるからっていうので、池田町さんからも特別にお分けいただいたという点もあるので、かなり苗の少なさ。そして、北海道にワイナリーが多く移ってきているので、そのバランスという点ではなかなか苗は少ないという状況にあるのかなというところがございます。

無量谷副委員長

他にありませんか。

なければ、これで終わらせたいと思いますけどよろしいですか。

(「はい」の声あり)

ワイン樽試験製造については、閉じたいと思います。

以上を持ちまして、第6回まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。

ご苦労さまでした。

(13時58分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

副委員長 無量谷 隆

以上、記録する。

主 事 満 保 希 来